

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（110）

2. 日時：令和3年11月22日（月）13：30～15：35

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他9名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）への適合性に関し審査会合における指摘事項への回答、及び第43条（試験用燃料体）の基準適合性について説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- 残留炉心物質の冷却性評価の伝熱計算のうち境界条件の設定では、解析体系の下端を「下部反射体上端から約10cm下方で冷却材飽和温度を境界条件とする」と説明しているが、境界条件の妥当性を確認するために燃料集合体の下部構造と冷却材存在位置との関係を示して説明すること。
- 炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置として用いる資機材のリストを挙げているが、系統や一式とするのではなく具体的な設備、機器や関連補機系統までブレイクダウンし、資機材を説明すること。
- 基礎試験用要素の被覆材を単に「ステンレス鋼」しているが、試験目的に応じてどのような意図で「ステンレス鋼」としているのか、その考え方を

説明すること。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料 1 : 第 53 条 ( 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 ) に係  
る計算コード及び有効性評価等に対するコメントへの回答

資料 2 : 第 53 条 ( 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 ) のう  
ち、炉心損傷、格納容器破損防止措置の資機材及び手順に係る指  
摘への回答

資料 3 : 高速実験炉原子炉施設 ( 「常陽」 ) 第 43 条 ( 試験用燃料体 ) に係る  
説明資料 ( 6 . ~ 8 . )( 令和 3 年 11 月 19 日ヒアリング説明資料 )